四　当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券（次に掲げるものを除く。）の引受けに係る主幹事会社となること。

［イ～ハ　略］

ニ　株券等（株券、新株予約権証券、社債券、投資証券、新投資口予約権証券又は投資法人債券をいう。）であって、次に掲げる要件の全てを満たす金融商品取引業者が引受幹事会社（第百四十七条第三号に規定する引受幹事会社をいう。）としてその引受けに係る発行価格（新株予約権証券にあっては新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、新投資口予約権証券にあっては新投資口予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新投資口予約権の行使により投資証券を発行する場合における当該投資証券の発行価格を、新株予約権付社債券にあっては利率、新株予約権の発行価格、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額及び新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格を、社債券（新株予約権付社債券を除く。）又は投資法人債券にあっては利率を含む。）の決定に適切に関与しているもの（イからハまでに該当するものを除く。）

［(1)～(3)　略］

(4)　主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第五項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。(5)において同じ。）を保有していないこと。

［(5)～(7)　略］

［五～十五　略］

［2・3　略］

4　第一項第七号リの「特定関係者」とは、次に掲げる者をいう。

一　当該金融商品取引業者を子会社（法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）とする持株会社

［二～六　略］

（注文伝票）

第百五十八条　［略］

［2・3　略］

4　高速取引行為に関する第一項の注文伝票については、第二項第三号及び第四号並びに前項第六号の規定は適用せず、第三百三十八条第六項及び第七項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げるところにより」とあるのは、「高速取引行為に関するものであることが判別できるようにし、かつ、次に掲げるところにより」と読み替えるものとする。

（取引日記帳）

第百五十九条　［略］

［2・3　略］

4　高速取引行為に関する第一項の取引日記帳については、第二項第七号及び第九号の規定は適用せず、第三百三十八条第七項（第一号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げるところにより」とあるのは、「高速取引行為に関するものであることが判別できるようにし、かつ、次に掲げるところにより」と読み替えるものとする。

（運用明細書）

第百七十条　［略］

2　［略］

四　［同上］

［イ～ハ　同上］

ニ　［同上］

［(1)～(3)　同上］

(4)　主幹事会社等又はその親法人等若しくは子法人等の総株主等の議決権の百分の五以上の数の対象議決権（法第二十九条の四第二項に規定する対象議決権をいい、同条第四項の規定により保有しているものとみなされるものを含む。(5)において同じ。）を保有していないこと。

［(5)～(7)　同上］

［五～十五　同上］

［2・3　同上］

4　［同上］

一　当該金融商品取引業者を子会社（法第二十九条の四第三項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）とする持株会社

［二～六　同上］

（注文伝票）

第百五十八条　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

（取引日記帳）

第百五十九条　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

（運用明細書）

第百七十条　［同上］

2　［同上］